

今月のトピックス

令和4年9月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>
※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒



【雇用保険料率変更～令和4年10月～】

本年4月号のトピックスにてお知らせしておりますが、令和4年10月1日より労働者負担、事業主負担ともに雇用保険料率が2/1000ずつ引き上げとなります。
年度の途中からの変更となりますので、給与計算時にはご注意ください。

	令和4年4月～9月			令和4年10月～	
	労働者負担	事業主負担		労働者負担	事業主負担
一般の事業	3/1000 (変更なし)	6.5/1000	➔	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000 (変更なし)	7.5/1000		6/1000	9.5/1000
建設の事業	4/1000 (変更なし)	8.5/1000		6/1000	10.5/1000

【令和4年度地域別最低賃金額が公表されました】

厚生労働省は8月23日、地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました。

令和4年度の全国加重平均は、930円から961円とじつに31円の増額となり、最低賃金に関わる目安制度が開始された昭和53年度以来最大の引き上げ幅となります。

【都道府県別最低賃金(時間額)】※括弧書きは令和3年度地域別最低賃金

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	栃木県	茨城県	群馬県
最低賃金額	1,072円(1,041)	987円(956)	1,071円(1,040)	984円(953)	913円(882)	911円(879)	895円(865)
発効年月日	R4.10.1	R4.10.1	R4.10.1	R4.10.1	R4.10.1	R4.10.1	R4.10.8

《ご注意ください》

- ①この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用されます。
- ②本社所在地ではなく、勤務地の最低賃金が適用されます。
- ③「精皆動手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- ④一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途産業別最低賃金が適用されます(都道府県によって適用範囲や額が異なります)。但し、産業別最低賃金よりも地域別最低賃金の方が上回る際は地域別最低賃金が適用されます。

《最低賃金額以上となっているか確認する方法》

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金
日給の場合	日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金
月給の場合	月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。

【 今月の担当: 柳川 】